

平成30年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、9月定例議会において、平成30年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を報告しました。本町において、これらの比率は国が示す健全化基準を下回っており、良好です。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の状況

項目	比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－%	14.46%	
連結実質赤字比率	－%	19.46%	
実質公債費比率	△1.9%	25.0%	
将来負担比率	－%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－%」で表示
 ※将来負担比率は将来負担額よりも充当可能財源等が上回ったため「－%」で表示

平成30年度決算に基づく資金不足比率の状況

項目	会計名	比率	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業特別会計	－%	20.0%
	農業集落排水事業等特別会計	－%	
	下水道事業特別会計	－%	
	下部奥の湯温泉事業特別会計	－%	

※資金不足比率については、全ての会計において資金不足が生じていないため「－%」で表示

- 健全化判断比率・・・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のことです。
- 実質赤字比率・・・地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- 連結実質赤字比率・・・簡易水道や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
- 実質公債費比率・・・地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- 将来負担比率・・・地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- 資金不足比率・・・資金不足比率は、簡易水道や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- 早期健全化基準・・・健全化判断比率に設けられた基準で、4指標のうち1つでもこの基準を超えると、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化をしなければなりません。経営健全化基準もこの基準に相当します。